

令和8年度
黒瀬沢地区
ため池等整備(ため池)工事
05406-K04

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年10月

秋田地域振興局農林部

特 記 仕 様 書

第1編 共通編 第1章 総則

項 目	条 件		内 容																	
第1節 共通仕様書の適用	本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない																			
第2節 余裕期間制度の適用	●	ない	・余裕期間制度の適用無し																	
		ある 発注者指定方式																		
		ある 任意着手方式																		
第3節 技術者の専任		ない 通常の契約工事																		
		ない 余裕期間設定工事																		
	●	ある 通常の契約工事	(1) 現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 (2) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査結果通知書の日付とする。																	
		ある 余裕期間設定工事																		
第4節 現場施工着手日の指定	●	ない	・現場施工着手日の指定無し																	
		ある																		
第5節 電子納品 ※電子納品運用ガイドライン等の運用（R7.9.5）	●		・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する																	
第6節 工事施工調整会議 （三者協議）		ない																		
	●	ある	(1) 本工事は、工事着手前等に当該工事の受注者、設計を担当したコンサルタント等並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「工事施工調整会議」を設置する工事である。 (2) 「工事施工調整会議」は、施工計画書の提出前に開催するものとし、開催日・場所等の詳細については、別途監督職員の指示によるものとする。 (3) このほか、受注者は設計図書の照査等を実施した結果、設計図書の確認を求める必要が生じた場合には、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、発注者に「工事施工調整会議」の開催を協議することができる。																	
第7節 施工調査の対象工事 （歩掛調査） （間接工事等諸経費動向調査）	●	ない	・対象なし																	
		ある																		
第8節 施工手段等の指定 （契約指定事項）	●	ない	・指定事項なし																	
		ある																		
第9節 検査・品質管理関係																				
1 中間検査	●	ない	・中間検査なし																	
		ある																		
2 段階確認		ない																		
	●	ある	・共通仕様書第3編土木工事共通編「3－1－1－4 ■監督職員による確認及び立会等」に基づき段階確認を行う工種として、次の工種を追加するものとする。																	
			<table><tr><th>工種</th><th>細別</th><th>確認時期</th><th>確認項目</th></tr><tr><td rowspan="2">堤体盛土工</td><td rowspan="2">堤体盛土</td><td>施工中または完了時</td><td>仕上がり厚さ、盛土断面、基準高、現場密度試験、現場透水試験</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">取水施設工</td><td rowspan="3">底樋工</td><td>資材搬入時</td><td>資材検取</td></tr><tr><td>施工中または完了時</td><td>基準高、延長、中心線のずれ</td></tr><tr><td>施工中または完了時</td><td>幅、高さ、厚さ</td></tr></table>	工種	細別	確認時期	確認項目	堤体盛土工	堤体盛土	施工中または完了時	仕上がり厚さ、盛土断面、基準高、現場密度試験、現場透水試験			取水施設工	底樋工	資材搬入時	資材検取	施工中または完了時	基準高、延長、中心線のずれ	施工中または完了時
工種	細別	確認時期	確認項目																	
堤体盛土工	堤体盛土	施工中または完了時	仕上がり厚さ、盛土断面、基準高、現場密度試験、現場透水試験																	
取水施設工	底樋工	資材搬入時	資材検取																	
		施工中または完了時	基準高、延長、中心線のずれ																	
		施工中または完了時	幅、高さ、厚さ																	
3 重点監督対象工事	●	ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。																	
		ある																		

4 規格値		ない																				
	●	ある	(1) 規格値の適用 本工事に用いる規格値は、共通仕様書「土木工事施工管理基準」によるほか、次の管理項目を追加するものとする。 品質管理 盛土材料の現場密度管理はD値管理とし、C値管理（特別規格値）は行わない。																			
			<table><tr><th>工種</th><th>細別</th><th>規格値</th><th>測定基準</th><th>実施要領</th></tr><tr><td>5. ため池工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">堤体盛土</td><td>含水比</td><td>— (許容含水比内)</td><td>・工事着手前に1回及び盛土施工日1日1回（1回につき3資料） ・盛土材料に変化が見られたとき</td><td>JISA1203</td></tr><tr><td>現場透水試験</td><td>設計密度</td><td>・盛土施工日1日1回、延長100m間隔に1回 ・盛土区分が変わるごとに</td><td>JISA1214</td></tr></table>	工種	細別	規格値	測定基準	実施要領	5. ため池工事					堤体盛土	含水比	— (許容含水比内)	・工事着手前に1回及び盛土施工日1日1回（1回につき3資料） ・盛土材料に変化が見られたとき	JISA1203	現場透水試験	設計密度	・盛土施工日1日1回、延長100m間隔に1回 ・盛土区分が変わるごとに	JISA1214
	工種	細別	規格値	測定基準	実施要領																	
	5. ため池工事																					
	堤体盛土	含水比	— (許容含水比内)	・工事着手前に1回及び盛土施工日1日1回（1回につき3資料） ・盛土材料に変化が見られたとき	JISA1203																	
		現場透水試験	設計密度	・盛土施工日1日1回、延長100m間隔に1回 ・盛土区分が変わるごとに	JISA1214																	
			<table><tr><th></th><th>① 設計密度 γ_{dmax}×95%</th><th>①の含水比</th><th>透水係数(cm/s)</th><th>対象盛土材</th></tr><tr><td>堤体下流盛土</td><td>※</td><td>※</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>取水施設埋戻</td><td>※</td><td>※</td><td>—</td><td></td></tr></table> D値 = $\frac{\text{盛土乾燥密度}}{\text{最大乾燥密度(標準突き固め)}} \times 100\%$ ※設計密度及び含水比については、工事着手後に指示する。		① 設計密度 γ _{dmax} ×95%	①の含水比	透水係数(cm/s)	対象盛土材	堤体下流盛土	※	※	—		取水施設埋戻	※	※	—					
		① 設計密度 γ _{dmax} ×95%	①の含水比	透水係数(cm/s)	対象盛土材																	
	堤体下流盛土	※	※	—																		
取水施設埋戻	※	※	—																			
第10節 標準設計図			(1) 設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（令和3年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。 (2) 実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。																			
第11節 現場技術員	●	ない	・配置なし																			
		ある																				
第12節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組	●	ない	・該当しない																			
		ある																				
第13節 被災地域における被災農林漁家の就労機会確保について			(1) 受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 (2) なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。 ①工事着手時点における雇用見込人数 ②月毎の雇用実績人数																			
第14節 週休2日制工事の対象	●	発注者指定型	・本工事は、秋田県週休2日制工事（発注者指定型）である。 ・実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に關する農業農村整備適用」に基づいて実施するものとする。																			
		受注者希望型																				
第15節 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型																				
	●	受注者希望型	(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。																			
第16節 情報共有システム（ASP）の利用			(1) 受注者は、本工事において情報共有システム（ASP）を原則利用すること。ただし利用において通信環境が確保できない等の場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 (2) 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書」による																			
第17節 地下埋設物の損傷事故防止			・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。																			
第18節 架空線等上空施設の損傷事故防止			・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。																			
第19節 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）			(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。 (2) 受注者は契約書第5条第2項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。																			
第20節 その他特記事項 （余裕期間制度適用の場合）	●	ない	・適用なし																			
		ある																				
第21節 その他特記事項 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）	●	ない	・対象なし																			
		ある																				

第22節 その他特記事項 (労働者確保に要する間 接費の設計変更)	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、「農業農村整備工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営 繕 費： 借上費、宿泊費、労働者送迎費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費： 労働者の募集・解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を通知するものとする。 (3) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した額における実績変更対象費分を差し引いた費用を加算するものとする。 なお、全ての費用に対する証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類の費用を対象に金額の変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第23節 その他特記事項 (現場環境改善費)	●	ない	・条件なし
		ある	
第24節 その他特記事項 (1日未満で完了する作 業の積算の適用)	(1) 「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節59によるものとする。 (2) 1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。 (3) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」による。		
第25節 その他特記事項 (運搬費及び準備費の設 計変更)	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することができる。 運 搬 費： 建設機械の運搬費 準 備 費： 伐開・除根・除草費 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を通知するものとする。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終変更時点において、「実績変更対象経費に関する内訳書（様式1）」（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第26節 その他特記事項 (建設現場等の遠隔臨場 に関する試行について)	(1) 本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象とし、試行に要する費用について設計変更を行う対象工事である。 (2) 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。		

第2章 材料

準 則 目	条 件		内 容																								
第1節 骨材類の使用		ない																									
	●	ある	・ 本工事に使用する骨材類は次表のとおりとする。																								
			<table><tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>施工箇所</th><th>備考</th></tr><tr><td>コンクリート用砕石</td><td>40～5mm</td><td>法尻ドレーン、底樋ドレーン</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				材料名	規格	施工箇所	備考	コンクリート用砕石	40～5mm	法尻ドレーン、底樋ドレーン														
	材料名	規格	施工箇所	備考																							
コンクリート用砕石	40～5mm	法尻ドレーン、底樋ドレーン																									
第2節 レディミクストコンクリートの使用		ない																									
	●	ある	・ 工事に使用するレディミクストコンクリートは、JISA5308またはこれに準ずる品質を有するもので、次に示すとおりとする。																								
			<table><tr><th>種別</th><th>呼び強度 N/mm2</th><th>スラン c m</th><th>粗骨材の 最大寸法 mm</th><th>最大 水セメント 比</th><th>セメントの種類</th><th>摘要</th></tr><tr><td>均しコンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65</td><td>高炉セメントB種</td><td></td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>55</td><td>高炉セメントB種</td><td></td></tr></table> ※ 高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 ①当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合 ②著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合 ③災害復旧等、緊急を要する工事 ④その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合				種別	呼び強度 N/mm2	スラン c m	粗骨材の 最大寸法 mm	最大 水セメント 比	セメントの種類	摘要	均しコンクリート	18	8	40	65	高炉セメントB種		鉄筋コンクリート	21	12	25	55	高炉セメントB種	
	種別	呼び強度 N/mm2	スラン c m	粗骨材の 最大寸法 mm	最大 水セメント 比	セメントの種類	摘要																				
均しコンクリート	18	8	40	65	高炉セメントB種																						
鉄筋コンクリート	21	12	25	55	高炉セメントB種																						
第3節 重要なコンクリート構造物品質管理	●	ない	・ 該当なし																								
		ある																									
第4節 セメントコンクリート二次製品		ない																									
	●	ある	・ 工事に使用するセメントコンクリート二次製品は次表のとおりとする。																								
			<table><tr><th>製品名</th><th>種類・呼び名・規格等</th><th>抵抗モジュール・設計荷重等</th></tr><tr><td>プレキャスト底樋管</td><td>φ 800 L=1.5m/本</td><td></td></tr><tr><td>プレキャスト止水壁</td><td>φ 800-B2840-II1970（上部材）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>φ 800-B2840-II770（下部材）</td><td></td></tr></table>				製品名	種類・呼び名・規格等	抵抗モジュール・設計荷重等	プレキャスト底樋管	φ 800 L=1.5m/本		プレキャスト止水壁	φ 800-B2840-II1970（上部材）			φ 800-B2840-II770（下部材）										
	製品名	種類・呼び名・規格等	抵抗モジュール・設計荷重等																								
プレキャスト底樋管	φ 800 L=1.5m/本																										
プレキャスト止水壁	φ 800-B2840-II1970（上部材）																										
	φ 800-B2840-II770（下部材）																										
第5節 合成樹脂製品類		ない																									
	●	ある	・ 工事に使用する合成樹脂製品類は次表のとおりとする。																								
			<table><tr><th>製品名</th><th>種類・呼び名・規格等</th><th>備 考</th></tr><tr><td>硬質塩化ビニル管</td><td>VP φ 20</td><td>ダウエルバー</td></tr><tr><td>薄肉管VU、径150、長さ4,000（有孔管）</td><td></td><td>法尻ドレーン、底樋ドレーン</td></tr><tr><td>薄肉管VU、径150、長さ4,000（無孔管）</td><td></td><td>法尻ドレーン</td></tr><tr><td>吸出し防止マット</td><td>厚さ10mm</td><td>法尻ドレーン、底樋ドレーン</td></tr><tr><td>キャップ</td><td>VU用 φ 150</td><td>法尻ドレーン、底樋ドレーン</td></tr><tr><td>T字管</td><td>VU用 φ 150</td><td>法尻ドレーン、底樋ドレーン</td></tr></table>				製品名	種類・呼び名・規格等	備 考	硬質塩化ビニル管	VP φ 20	ダウエルバー	薄肉管VU、径150、長さ4,000（有孔管）		法尻ドレーン、底樋ドレーン	薄肉管VU、径150、長さ4,000（無孔管）		法尻ドレーン	吸出し防止マット	厚さ10mm	法尻ドレーン、底樋ドレーン	キャップ	VU用 φ 150	法尻ドレーン、底樋ドレーン	T字管	VU用 φ 150	法尻ドレーン、底樋ドレーン
	製品名	種類・呼び名・規格等	備 考																								
硬質塩化ビニル管	VP φ 20	ダウエルバー																									
薄肉管VU、径150、長さ4,000（有孔管）		法尻ドレーン、底樋ドレーン																									
薄肉管VU、径150、長さ4,000（無孔管）		法尻ドレーン																									
吸出し防止マット	厚さ10mm	法尻ドレーン、底樋ドレーン																									
キャップ	VU用 φ 150	法尻ドレーン、底樋ドレーン																									
T字管	VU用 φ 150	法尻ドレーン、底樋ドレーン																									
第6節 鉄鋼製品類		ない																									
	●	ある	・ 工事に使用する鉄鋼製品類は次表のとおりとする。																								
			<table><tr><th>製品名</th><th>種類・呼び名・規格等</th><th>備 考</th></tr><tr><td>異形鉄筋</td><td>SD295、D13、D16</td><td></td></tr></table>				製品名	種類・呼び名・規格等	備 考	異形鉄筋	SD295、D13、D16																
	製品名	種類・呼び名・規格等	備 考																								
異形鉄筋	SD295、D13、D16																										
第7節 山 砂	●	ない	・ 使用なし																								
		ある																									
第8節 注入目地材及び目地板		ない																									
	●	ある	・ 工事に使用する注入目地材及び目地板は次表のとおりとする。																								
			<table><tr><th>製品名</th><th>種類・呼び名・規格等</th><th>備 考</th></tr><tr><td>目地板</td><td>ゴム発砲体、厚さ10</td><td></td></tr><tr><td>止水板</td><td>CF、200×5</td><td></td></tr><tr><td>ジョイントゴム</td><td>10×20×100</td><td></td></tr><tr><td>弾性エポキシ接着剤</td><td>E230</td><td></td></tr><tr><td>止水シール材</td><td>20×10</td><td></td></tr><tr><td>水膨張ゴム</td><td>6×2 L=10m</td><td></td></tr></table>				製品名	種類・呼び名・規格等	備 考	目地板	ゴム発砲体、厚さ10		止水板	CF、200×5		ジョイントゴム	10×20×100		弾性エポキシ接着剤	E230		止水シール材	20×10		水膨張ゴム	6×2 L=10m	
	製品名	種類・呼び名・規格等	備 考																								
目地板	ゴム発砲体、厚さ10																										
止水板	CF、200×5																										
ジョイントゴム	10×20×100																										
弾性エポキシ接着剤	E230																										
止水シール材	20×10																										
水膨張ゴム	6×2 L=10m																										
第9節 瀝青材料	●	ない	・ 使用なし																								
		ある																									
第10節 再生アスファルト混合物の使用（溶融アグ入り）	●	ない	・ 使用なし(使用を妨げるものではない)																								
		ある																									

第11節 溶融スラグ入りまたは、フアイバー入りプレキャストコンクリート製品の使用	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)
		ある	
第12節 もみがらの使用	●	ない	・使用なし
		ある	
第13節 バイブライン付属材料	●	ない	・使用なし
		ある	
第14節 法面保護用材	●	ない	・使用なし
		ある	
第15節 県産材（間伐材）を利用した工事名標示板		ない	
	●	ある	・本工事には、県産材（間伐材等）を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。
第16節 指定材料の確認	●	ない	・指定なし
		ある	
第17節 その他特記事項 （中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）	1. 本工事は、供給の偏りや流通の日詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。 2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む） 3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。		

第2編 堤体改修編
第1章 一般事項

項 目	内 容
第1節 一般事項	(1) 地区境、境界杭及び測点杭等については現地で確認し、必要に応じて杭の保護あるいは控え杭を設けなければならない。また、地区境沿いで施工を行う際、境界杭の有無を確認し亡失及び移動している場合は現地に復元し、常に地区境を確認できる状態を維持しなければならない。 (2) 掘削にあたっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。

第2章 堤体工

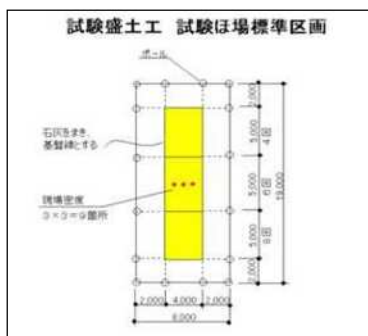
第1節 掘削工	(1) 掘削流用土は、ブルドーザあるいはタイヤローラで転圧するなど、雨水の浸透を防止し、排水を良くしておかなければならない。 (2) 掘削した表土、不良土及び底泥土は、土捨て場へ捨土すること。 (3) 基盤を損傷しないよう十分注意すること。なお、掘削により生じた窪み等は切り崩して平らにし、築堤材料との馴染みをよくすること。
第2節 盛土工	(1) 堤体盛土前に第3章に示す試験盛土を行い、使用機械、まき出し厚さ、転圧回数等について検討し、施工管理基準を作成、監督職員と協議を行った後、施工を行わなければならない。 (2) 転圧に先立ち、草木根類、オーバーサイズ粒径（一層の仕上がり厚さの1/3以上）の石礫が混入している場合は取り除くものとする。 (3) 所定の転圧が終わり、隣接する次の転圧に移る場合には、転圧終了部分が重複（50cm程度）するようにし、未転圧部分が残らないようにしなければならない。 (4) 盛土斜面については50cm程度余盛りを行い、盛土転圧後に切り取って丁寧に整形を行わなければならない。 (5) 盛土材料については、監督員の指定する材料を使用すること。

第3章 取水施設工

第1節 底樋工	(1) 底樋管の布設にあたり、常に標高、中心線及び勾配に注意を払い、一本施工するごとに計測を実施しなければならない。 (2) 底樋管の接合については、接合部を十分に清掃するとともに、連結金具及びジョイントゴムは正しい位置に設置しずれ等ないようにすること。 (3) 埋戻しにあたり、転圧機械によって底樋管を損傷しないよう、十分注意しなければならない。
第2節 埋戻工	(1) 第2章堤体工 第2節「盛土工」に準ずる。

第4章 試験盛土工

第1節 一般事項	(1) 受注者は、堤体盛土に先立ち、土取場またはストックヤードにおいて試験ほ場を選定し、試験盛土を行い、所定の締固め度が得られるよう施工仕様を定めなければならない。
第2節 試験ほ場	(1) 試験ほ場の原地盤は、表土を剥ぎ取った後、試験に使用すると同等な機械で十分な支持力を持つ基盤を造成する。 (2) まき出し厚さは20cmとし、転圧回数は3種類（4回、6回、8回）とする。 (3) 基盤上に石灰等をまき、転圧土との境界がはっきりわかるようにする。 (4) 試験は実際の施工と同一の方法でまき出し転圧を行う。 (5) 転圧は、転圧回数区画ごとに2、3、4往復する。 (6) 現場密度は1区画に3試料とし、合計9試料とする。 (7) 含水比は自然状態とするが、許容含水比以内で行わなければならない。



現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編 第1章 総則

項 目	内 容		
第1節 積算基準	(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 (2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。 ・土地改良工事積算基準（土木工事）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算基準（機械経費）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算マニュアル（土木工事）令和8年度版（一社）農業農村整備情報総合センター ・農業農村整備工事等標準積算基準書 令和8年10月以降適用 秋田県農林水産部		
第2節 施工調査関係	●	ない	・対象なし
		ある	
第3節 現場技術員業務	●	ない	・該当なし
		ある	

第2編 現場説明事項 第1章 条件明示

第1節 工程関係			
1 他工事との関連事項		ない	
	●	ある	(1) 別件工事として、洪水吐工を発注していることから、相互に連絡調整を密にして、円滑な施工をお願いします。
2 施工時期・時間・施工方法の制限事項	●	ない	・制限なし
		ある	
3 関係機関との協議事項		ない	
	●	ある	(1) 施工にあたり関係市町村（秋田市）及び関係機関（雄和中央土地改良区）と連絡調整を図って下さい。
4 部分引き渡し	●	ない	・部分引き渡しなし
		ある	
第2節 用地関係			
1 用地の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
第3節 公害関係			
1 施工方法、時間の制限に関する事項	●	ない	・制限なし
		ある	
2 事業損失に関する事項	●	ない	・事前・事後調査なし
		ある	
3 第三者に対する措置	(1) 地区境界付近の施工においては境界を十分に確認するとともに、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全について十分考慮して下さい。 (2) 公道及びその付近で工事を行う場合には一般車両及び歩行者を最優先し、徐行及び安全運転を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置するなど、交通安全対策には万全を期して下さい。 (3) 汚濁水については直接河川、湖沼等に流下させないよう施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設）を設けて下さい。		

第4節 安全対策関係																														
1 交通誘導員に関する事項	●	ない	・対象なし																											
		ある																												
2 交通安全に関する事項	●	ない	・対象なし																											
		ある																												
3 その他に必要な安全対策	●	ない	・対象なし																											
		ある																												
第5節 工事用道路関係																														
1 一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし																											
		ある																												
2 仮設道路の設置		ない																												
	●	ある	(1) 仮設道路については、現場まで敷鉄板を敷いている道路を使用すること。																											
第6節 仮設備関係																														
1 仮設備の設置	●	ない	・設置なし																											
		ある																												
第7節 工事支障物件関係																														
1 支障物件等に関する事項	●	ない	・支障物件なし																											
		ある																												
第8節 建設副産物関係																														
1 建設リサイクル法の対象工事		ない																												
	●	ある	【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート ②請負額が500万円以上(税込み)の工事 ・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。 (1) 分別解体等の方法 明示した以下の事項と別の方法による場合でも変更の対象とはしません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程毎の作業内容及び解体方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工</td> <td>■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td> <td>その他の工事</td> <td>□有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table> ※作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。	工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	①仮設	仮設工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	②土工	土工	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業	③基礎	基礎工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	④本体構造	本体構造の工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業	⑥その他 ()	その他の工事	□有 ■無
工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																											
①仮設	仮設工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																											
②土工	土工	■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業																											
③基礎	基礎工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																											
④本体構造	本体構造の工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																											
⑤本体付属品	本体付属品の工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																											
⑥その他 ()	その他の工事	□有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																											
2 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)	●	ない	・現場外搬出なし																											
		ある																												
第9節 濁水処理及び薬液注入関係																														
1 濁水処理に関する事項	●	ない	・対策なし																											
		ある																												
2 薬液注入の施工	●	ない	・施工なし																											
		ある																												

第10節 設計変更に伴う契約変更の取扱

1 設計変更の手続き	・土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。		
2 契約変更の手続き	・設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。 ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとし、設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとします。		
3 軽微な設計変更	・軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。 (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの (2) 工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の30%又は1千万円をこえるもの		
4 設計変更において追加が予想される事項		ない	
	●	ある	・本工事の設計変更において、追加が予想される事項は次のとおりです。 (1) 土工数量の変更

第11節 その他

1 工事現場発生材 (工事現場再利用品) (建設副産物処理対象)	●	ない	・再利用品又は発生品なし												
		ある													
2 その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない													
	●	ある	・その他の条件は、次のとおりとします。 ・快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1) 本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。 <table><tr><td>設置基数</td><td>1</td><td>基</td></tr><tr><td>設置月数</td><td>4</td><td>月</td></tr><tr><td>工事期間中の延べ設置基数</td><td>4</td><td>基・月</td></tr><tr><td>1基の1月当たり単価</td><td>57,000</td><td>円／基・月</td></tr></table>	設置基数	1	基	設置月数	4	月	工事期間中の延べ設置基数	4	基・月	1基の1月当たり単価	57,000	円／基・月
	設置基数	1	基												
設置月数	4	月													
工事期間中の延べ設置基数	4	基・月													
1基の1月当たり単価	57,000	円／基・月													
			(2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。												
3 その他条件 (女性技術者活躍モデル工事)		発注者指定型													
	●	受注者希望型	(受注者希望型) ・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。 (1) 快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領に基づき計上します。												
			(2) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。												
4 その他条件	●	ない	・条件なし												
		ある													